

那須塩原市指定給水装置工事事業者 指定更新申請手引き

1 受付期間

事前に更新対象者へ更新手続きの通知を送付しますので、通知に記載された申請期間内に指定の受付場所へ申請してください。申請受付後、更新の可否を審査及び決定します。

更新が決定した後、更新後の「那須塩原市水道事業指定工事事業者証」を交付します。

※更新後の有効期間は5年間となります。

2 提出先

那須塩原市役所 西那須野支所 2階 上下水道部 管理課 給排水係

(〒329-2792 那須塩原市あたご町 2番 3号 電話 0287-37-5213 FAX 0287-36-2298

Eメールアドレス kanri@city.nasushiobara.lg.jp)

○月曜日から金曜日まで (ただし、祝日・休日及び12月29日から1月3日までは休みです。)

午前8時30分から午後5時15分まで

3 更新の要件

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を1名以上置くこと。
- (2) 次の機械器具を有する者であること。
 - ① 管の切断用の機械器具 (金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具)
 - ② 管の加工用の機械器具 (やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具)
 - ③ 接合用の機械器具 (トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具)
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 指定を取り消された日から2年を経過しない者
 - ⑤ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑥ 法人であって、その役員の中に①から⑤までのいずれかに該当する者がある者

4 提出書類(指定申請関係)

※(1)～(3)の様式について、市 HP 上で Word・PDF 形式でダウンロードできます。
※関係法令の改正により、各申請書類の押印は不要となっています。

【法人の場合】

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(水道法施行規則様式第1)
- (2) 機械器具調書(水道法施行規則第1別表)及び機械器具の写真
- (3) 誓約書(水道法施行規則様式第2)
- (4) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(水道法施行規則様式第3)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状及び免許証等の顔写真が分かる資料の写し
又は給水装置工事主任技術者証の写し(顔写真入り)
- (6) 事務所の位置図及び外観写真
- (7) 那須塩原市水道事業指定給水装置工事事業者証(返却)
- (8) 指定更新手数料の領収書の写し(更新案内通知に納付書を同封します。)
- (9) 切手付き返信用封筒(更新後の那須塩原市水道指定給水装置工事事業者証の送付用)
※角2封筒(A4サイズの紙が入るもの)に140円分の切手を貼ったもの
- (10) 定款の写し
- (11) 登記簿の謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

【個人の場合】

- (1)～(9) 法人と同じ
- (10) 住民票の写し ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

5 提出書類(事業運営に関する確認書関係)

【法人・個人 共通】

- (1) 指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書※(補足)参照
(市 HP 上でダウンロードできます。)
- (2) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講を証明する書類(受講している場合)
→講習会の修了証書の写し等
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修会の受講を証明する資料(受講している場合)
→eラーニング試験実施履歴、研修終了日が記載された給水装置工事主任技術者証等
- (4) 資格を証明する書類(資格を有している場合)
→給水装置工事配管技能者証、給水装置工事配管技能検定合格者証、配管科の課程修

了証書等

※（補足）事業運営に関する確認書に記載する内容

- ・指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ・指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事、夜間対応の可否等）
- ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

6 更新申請手数料

15,000円/件 ※事前に納付書を送付しますので、更新手続きを行う事業者の方は、納期限までにお支払いのうえ、領収書の写しを申請書類に同封して郵送してください。（提出書類（指定申請関係）（8）参照）

7 注意事項

- ・指定の有効期限までに更新の申請がなかった場合は、指定の失効となり、給水装置工事をすることができなくなりますので御注意ください。なお、失効後に給水装置工事をする場合は、新たに指定を受ける申請が必要となります。
- ・指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新できない場合がありますので、更新申請前に変更手続きをお願いいたします。
- ・通知が不着となった場合、再通知や電話での連絡といった特別な対応はいたしませんのでご注意ください。